

建設業許可の「解体工事」新設に伴う解体工事の発注について

解体工事については、施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、平成26年6月の建設業法の改正により、とび・土工・コンクリート工事から分離独立し、建設業許可業種に「解体工事」が追加され、平成28年6月から施行となります。

1. 解体工事業の新設に伴う経過措置

施行日時点（平成28年6月1日）でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（公布日から計5年間程度）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から計5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

2. 平成28年度の解体工事の発注について

上記経過措置が設けられたことから、平成28年度の解体工事の発注に関しては、従前どおり、平成27・28年度入札参加資格において、とび・土工・コンクリート工事に登録のある業者に発注することとします。